

国官技第 328 号
平成 22 年 3 月 31 日

各地方整備局長あて

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の一部改正については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、その運用について下記のとおり一部改正したので留意されたい。

記

1. 評定者

要領第 4 第二号に規定する「技術評価官」は、総括技術評価官とする。

2. 評定の方法

要領第 5 第 1 項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第 5 第 1 項の「工事成績」の評定は、別添 1 「地方整備局工事成績評定実施要領」によるものとする。
- 二 要領第 5 第 1 項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添 2 「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

3. 評定結果の記録

要領第 5 第 2 項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第 5 第 2 項の「工事成績評定表」は、別添 1 「地方整備局工事成績評定実施要領」の別記様式第 3 に記録するものとする。
- 二 要領第 5 第 2 項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添 2 「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第 1 に記録するものとする。

4. 評定結果の通知及び回答

要領第 8 又は第 9 の通知並びに要領第 10 及び第 11 の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添 3 「地方整備局工事成績評定通知実施要領」によるものとする。

5. 附則

この通知は、平成 22 年 4 月 1 日以降に行う技術検査について適用するものとするが、平成 21 年 3 月 31 日以前に完済部分の検査を行った工事で行う技術検査は除くものとする。